

指定管理者制度の概要

1 導入目的・経緯

公の施設（ 1 ）について管理運営を委託する場合、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に委託する方式（ 2 ）に限られていました。

しかしながら、多様化する住民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年9月の改正地方自治法の施行により「指定管理者制度」が導入されました。

「指定管理者制度」とは

【これまでの制度 管理委託制度】

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行
地方公共団体の出資法人のうち、一定の要件を満たすもの（1/2以上の出資等）
公共団体（土地改良区等）
公共的団体（農協、社会福祉法人等）



【改正後 指定管理者制度】

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、公の施設の管理を代行
指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定
指定管理者も使用の許可（行政処分）を行うことが可能に
例示）

ア 地方公共団体が設置する美術館を民間企業が管理運営を代行することが可能に

イ 地域住民団体やNPO（民間非営利組織）が、市が設置する図書館の管理運営を代行することが可能に

【注釈】

1 「公の施設」とは、基本的には、市民・住民の身近な日常生活に利用され提供される諸施設です。そのため、自治体等の公共施設であっても、行政庁舎、試験研究機関等の行政執行に関連して整備された諸施設については、『公の施設』からは除かれます。

なお、公の施設は、その設置及び管理に関する事項について条例で定める必要があります。

2 指定管理者の指定は行政処分的一种です。これまでの市と管理主体の関係が契約による委託から、「指定」という行政処分にに基づき、公の施設の管理運営を委任（管理運営の代行）となります。

2 従来の公の施設の運営管理と指定管理者制度の主な相違点の比較

区 分	管理委託（従来）	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人(1/2以上出資等)に限定	限定なし	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要ではない ただし、個人は不可
法的性格	「公法上の契約関係」条例を根拠として締結される契約に基づく管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定された者に委任するもの
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める
	施設の使用許可	受託者はできない	指定管理者が行うことができる
	基本的な利用条件の設定	受託者はできない	条例で定めることを要し、指定管理者はできない
	不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	受託者はできない	指定管理者はできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体		
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度	採ることができる	採ることはできない	採ることができる

3 指定管理者となれる団体の範囲

「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が広く含まれ、法人格は必ずしも必要とはされていません。（ただし、個人は除きます。）